

# (お 知 ら せ)

2024年9月27日  
中国電力ネットワーク株式会社

## 2024年7月9日からの大雨により被災されたお客さまに対する 託送料金等の特別措置の申込期日の変更について

2024年7月9日からの大雨により被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。  
当社は、2024年7月9日からの大雨災害の影響により災害救助法が適用された地域および拡大対象地域において、被災されたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者等からお申し出があった場合には、下記の特別措置を講じています。

先般、激甚災害の指定を受け、適用対象地域を拡大していますが、[\(2024年9月12日お知らせ済\)](#)、このたび、拡大対象地域に係る特別措置の申込期日の変更等について、9月20日に経済産業大臣宛に特例認可・承認申請を行い、本日、認可・承認を受けました。

### 1. 申込期日

託送供給等約款および最終保障供給等約款を適用する当社供給地域のうち、  
災害救助法適用地域（島根県出雲市）：2025年1月末まで（変更なし）  
上記以外（拡大対象地域）：2025年3月末まで（変更前：2025年1月末まで）  
※特別措置の申込期日の変更であり、特別措置の内容が変更となるものではありません。

### 2. 特別措置の内容

#### 【小売電気事業者さま等】

- (1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長
- (2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除
- (3) 工事費負担金の免除
- (4) 臨時工事費の免除
- (5) 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除
- (6) 諸工料の免除
- (7) 系統連系受電サービス料金の支払期日の延長
- (8) 不使用月の系統連系受電サービス料金の免除
- (9) 運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の一部免除

#### 【当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま】

- (1) 電気料金の支払期日の延長
- (2) 不使用日の電気料金の免除
- (3) 工事費負担金の免除
- (4) 臨時工事費の免除
- (5) 使用不能設備相当分の基本料金の一部免除
- (6) 諸工料の免除

詳細につきましては、「2024年7月9日から大雨により被災されたお客さまに対する託送料金等の特別措置について」([2024年7月16日お知らせ済](#))をご覧ください。

### 3. 特別措置の適用

特別措置の適用を希望される場合は、以下の窓口へお問い合わせください。

なお、申込みにおいては、罹災証明書を合わせてご提出いただきますようお願いいたします。

#### 【小売電気事業者さま等のお問い合わせ先】

ネットワークサービスセンター 082-544-2673

(受付時間) 9時～12時、13時～17時(土・日・祝日・年末年始を除く)

#### 【当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま】

山陰ネットワークセンター 0120-833-104

岡山ネットワークセンター 0120-411-353

広島ネットワークセンター 0120-748-510

山口ネットワークセンター 0120-612-570

(受付時間) 9時～17時(土・日・祝日・年末年始を除く)

※上記お問い合わせフリーダイヤルにおかけいただくと、ネットワークサービスセンターにつながります。

以 上